

第8波の終息に向けて

令和5年2月3日決定
令和5年2月6日適用
岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部

本県では、昨年12月23日に感染状況を「レベル3：医療負荷増大期」と位置づけ、「医療ひっ迫防止対策強化宣言」を発出するとともに、「医療ひっ迫防止対策強化地域」の指定を受け、対策に取り組んでまいりました。

その結果、直近の一日あたりの新規陽性者数は、1週間平均で900人台となり、レベル1の水準（1,100人未満）まで改善しました。

これに伴い、病床使用率も30%台（レベル2：30%～50%）まで低下し、救急搬送困難事案も週単位で比べると、未だ高水準ではあるものの緩やかに減りつつある（56件→22件→19件）など、本県の医療負荷の状況は、ここにきてようやく改善の兆しが見え始めました。

このため、本県の現状を「レベル2」に見直したうえで、2月12日を期限としていた「岐阜県医療ひっ迫防止対策強化宣言」については、2月5日をもって前倒しで終了いたします。これまでの感染防止対策への皆様のご協力に感謝申し上げます。

しかしながら、医療従事者の感染などにより入退院が制限される医療機関が未だ発生しており、完全に医療ひっ迫が解消されたわけではありません。

県民、事業者、医療機関、市町村の皆様におかれましては、ご自身やご家族など大切な人を守るため、引き続き、別紙1の対策を「オール岐阜」一丸となって徹底していただきますようお願い申し上げます。

他方、先般、政府対策本部において、新型コロナの感染症法上の分類を、本年5月8日から季節性インフルエンザと同じ5類に位置付けることが決定されました。

これに伴い、今後、新型コロナへの対応は大きく見直されることとなります。しかし、新型コロナは感染力が非常に強い、高齢者や基礎疾患のある方の感染による重症化リスクが高い、無症状の方でも後遺症に苦しむことがある、などの実態には変わりありません。

このため、県としては、別紙2の5類移行に伴う論点について、国の検討状況を踏まえつつ、県民の皆様の命を守ることを第一にしっかりと取り組んでまいります。

対策のポイント

1 県の取組み

<ワクチン接種の加速化>

- 県大規模接種会場（岐阜産業会館）を2月も開設するとともに、モデルナ社ワクチンに加えて、ファイザー社ワクチン及び武田社ワクチン（ノババックス）による接種を実施
- 市町村接種や職域接種へのサポートの徹底
- あらゆる媒体を通じた広報を実施し、特にSNSやYouTubeを活用した若者向け広報を徹底

<医療体制の機能確保>

- 県陽性者健康フォローアップセンターの機能確保
 - ・一日の検査キットの配送 1,500 個
 - ・確定診断可能人数 1,000 人/日
 - ・相談対応体制の強化 1,700 件/日
 - ・自宅療養をされている低リスクの軽症者のうち、診察が必要となった中学生以上の方への休日オンライン診療を導入(12/31～)
- 外来医療体制の確保・強化（後述「4 医療機関への要請」）

<検査体制の強化>

- 薬局などにおける無料検査（計 226 カ所）を2月末まで延長
- 福祉施設、児童施設及び小学校の職員への予防的検査を2月末まで延長

<広報の徹底>

- 感染リスクの高い行動事例集を、ポスターやSNSにて幅広く周知

2 県民の皆様への要請

<感染防止対策の徹底>

- 3～5回目（オミクロン株対応）及び小児・乳幼児への速やかなワクチン接種
- 適切なマスク着用、手指衛生、密回避、こまめな換気、体調不良の際はすべての行動ストップといった基本的な感染防止対策の徹底
- 学校・部活動、習い事・学習塾、友人との集まりでの感染に特に注意

<体調不良時の対応>

○重症化リスクが低い方（高齢者、基礎疾患のある方、妊婦などと小学生以下の子ども以外の方）は、発熱外来を受診する前に、検査キットによるセルフチェックを行い、陽性の場合は、健康フォローアップセンターに登録（症状が重いと感じる場合には、電話相談や受診を）

○夜間や休日における体調不良の際は、まずは専門WEBサイトや電話相談窓口を利用

※WEBサイト：「救急車利用マニュアル」

<https://www.fdma.go.jp/publication/portal/post2.html>

「こどもの救急」

<http://kodomu-qq.jp/>

※電話相談窓口：岐阜県健康相談窓口 058-272-8860（24時間）

子どもの急病などの相談窓口 #8000 または 058-240-4199

○救急外来や救急車の利用は、真に必要な場合に限る

<検査の活用>

○感染者と接触があった際の早期検査

○帰省時など高齢者や基礎疾患のある方と会う際の事前検査

○福祉施設利用者が一時帰宅などで親族と過ごした後には検査を徹底

<外出、飲食、イベントにおける対応>

○混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出など、感染拡大につながる行動は慎重に

○飲食店での大声や長時間の飲食回避、会話の際のマスク着用を徹底するとともに、大人数の会食への参加は慎重に

○「大声あり」のイベントの収容率上限（50%）は撤廃。ただし、適切なマスク着用などの基本的な感染対策を徹底

3 事業者の皆様への要請

<感染防止対策の徹底>

○ワクチン接種のための休暇の取得など、従業員やその家族が接種しやすい環境づくり

○テレワーク（在宅勤務）などの推進

○人が集まる場所での感染対策の徹底

・従業員への検査の勧奨 ・適切な換気 ・手指消毒設備の設置

・入場者の整理、誘導 ・発熱者などの入場禁止 ・入場者のマスク着用などの周知

- 福祉施設における抗原検査キットなどを活用した集中的検査の推進
- 飲食店での十分な換気・座席間隔の確保またはパーティション設置

＜業務継続体制の確保＞

- 住民、取引先、顧客などに対し、一時的に業務停止する可能性があることやその際の対応について事前に周知するなど、多数の欠勤者の発生に備えた業務体制を確保

＜学校入試における対応＞

- 各学校において、感染防止対策のガイドラインなどに従い、入学試験会場における感染防止対策を徹底

4 医療機関への要請

＜医療体制の機能確保・強化＞

- 新型コロナワクチンとインフルエンザワクチンとの同時接種に対する有効性・安全性の理解と接種の促進
- 希望する方が医療機関を受診し、その後も安心して診療を受けられるよう、診療・検査医療機関を拡充
 - ・診療・検査医療機関数
R4/11/9:808 機関→12/23:823 機関→R5/2/2:827 機関(+19 機関)
- 濃厚接触となった医療従事者が待機期間中であっても抗原定性検査を行い、医療に従事できる運用を可能な限り実施

5 市町村への要請

＜ワクチン接種の加速化＞

- あらゆる媒体による広報や未接種者へのダイレクトメッセージによる接種の呼びかけを行うとともに、個別接種、集団接種を加速化
とりわけ接種が進んでいない市町村は、より一層の取組みを徹底

5 類移行に伴う論点

1 国の基本方針（1/27 政府感染症対策本部 決定）

- 5月8日から新型コロナウイルス感染症を5類感染症に位置付ける
 - ・ 特段の事情が生じない限り、見直しを実施
 - ・ 変更前に厚生科学審議会感染症部会の意見を聴いた上で最終判断
 - ・ 今後、オミクロン株と大きく病原性が異なる変異株が出現するなど、科学的な前提が異なる状況になれば、直ちに対応を見直し

2 国の主な対応方針（同上）

（1）患者等への対応

- 入院・外来の医療費の自己負担分に係る一定の公費支援について、期限を区切って継続
- 患者等への対応は、3月上旬を目途に具体的な方針を示す

【論点】

- ・ 「一定」とされた自己負担分の公費支援は、どの程度の支援となるか
- ・ 「期限を区切って」とされた支援期間は、どの程度の期間となるか

（2）医療・検査提供体制

- 入院や外来の取扱いは、原則としてインフルエンザなど他疾病と同様になることから、幅広い医療機関で患者が受診できる医療体制に向けて、必要な感染対策や準備を講じ、国民の安心を確保しながら段階的な移行を目指す
- 外来は、幅広い医療機関が患者の診療に対応する体制へ段階的に移行
- 入院は、入院措置・勧告が適用外になり、幅広い医療機関が入院患者を受け入れ、個々の医療機関の間で入院調整を行う体制へと段階的に移行
- 今後、広く一般的な医療機関による対応への移行、診療報酬上の特例措置や病床確保料の取扱い、重症者等の入院調整のあり方、高齢者施設への検査・医療支援などの段階的見直しについて具体的な内容を検討・調整
- 医療提供体制は3月上旬を目途に具体的な方針を示す

【論点】

- ・ 外来・入院患者を受け入れることができる医療機関をどの程度まで拡げられるか、また、入院調整の実施体制をどうするか
- ・ 検査体制をどこまで維持するか
- ・ 高齢者施設など高リスク者の命を守る体制をどのように維持するか
- ・ 「段階的に移行」とされた、移行スケジュールや各段階の方針はどのような内容になるか

（3）サーベイランス

- 感染症法に基づく発生届は終了し定点医療機関による感染動向把握に移行
- ゲノムサーベイランスは継続

【論点】

- ・ これまでの仕組みに代わる詳細な感染動向の把握方法と分析手法をどの程度まで確保するか

(4) 基本的な感染対策

- マスクは、屋内では基本的に着用を推奨する現在の取扱いを改め、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本に検討
あわせて、各個人の判断に資するよう、政府がマスク着用の効果的な場面を周知
マスクの取扱いの検討については、子どもの発育・発達の妨げにならない配慮が必要との指摘に留意しつつ、感染状況等も踏まえ、見直し時期も含め早期に示す
- 効果的な換気や手洗いなどの手指衛生の励行を継続
- 感染が大きく拡大する場合は、一時的に場面に応じた適切なマスク着用を呼び掛けるなど、より強い感染対策を求めることがあり得る
- 医療機関や高齢者施設でのクラスター防止対策は継続しつつ、できる限り面会の希望が実現できるよう取組みを依頼

【論点】

- ・ 引き続き必要とされる感染防止対策の範囲をどこまで具体的に示すことができるか
- ・ 県民に対する具体的かつ効果的な情報発信をどのように行うか
- ・ 高齢者施設など高リスク者の命を守る体制をどのように維持するか **再掲**

(5) ワクチン

- 感染症法上の位置づけの変更にかかわらず、予防接種法に基づいて実施
- 4月以降のワクチン接種をどのように行うのかは検討中だが、必要な接種については引き続き自己負担なしとする

【論点】

希望する方が確実にワクチンを接種できる体制をどう維持するか

(6) 特措法に基づく措置

- 政府対策本部は廃止となるが、必要に応じて新型インフルエンザ等対策閣僚会議を開催
- 特措法第25条の規定に基づく都道府県対策本部についても廃止
- 特措法に基づき実施している住民及び事業者等への感染対策に関する協力要請等の各種措置を終了
- 一般検査事業を終了
- 臨時医療施設の取扱いは今後検討
- 「基本的対処方針」を廃止

【論点】

以上に対応して本県の体制をどうするか

事 務 連 絡
令和 5 年 2 月 10 日

各都道府県

新型コロナウイルス感染症対策担当部局 各位

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等について

本日開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、「マスク着用の考え方の見直し等について」が決定されるとともに、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が変更されましたので、別紙のとおりお知らせします。

各都道府県におかれましては、基本的対処方針に基づき新型コロナウイルス感染症対策を着実に実施していただくとともに、管内市町村及び指定地方公共機関への周知を図る等の対応をお願いします。

なお、都道府県による取組等の実施に当たっては、基本的対処方針を踏まえ、あらかじめ政府に対し迅速に情報共有等を行うようお願いします。

(別紙 1) マスク着用の考え方の見直し等について

(別紙 2) 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

令和 3 年 11 月 19 日 (令和 5 年 2 月 10 日変更)

(連絡先)

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

企画第 2 担当 佐川・高木・川島・出口・萩原・奥玉・塚本・西村

直通 03 (6257) 3086

e-mail g.sinngatainnfuru.taisaku001@cas.go.jp

マスク着用の考え方の見直し等について

令和 5 年 2 月 10 日

新型コロナウイルス感染症対策本部決定

1. マスク着用の考え方の見直しについて

(1) 見直しの概要

- 新型コロナウイルス感染症対策におけるマスクについては、屋内では基本的にマスクの着用を推奨するとしている現在の取扱いを改め、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とし、政府は各個人のマスクの着用の判断に資するよう、感染防止対策としてマスクの着用が効果的である場面などを示し、一定の場合にはマスクの着用を推奨する。
- このマスク着用の考え方の見直しは、円滑な移行を図る観点から、国民への周知期間や各業界団体及び事業者の準備期間等も考慮して3月13日から適用するほか、学校におけるマスク着用の考え方の見直しは4月1日から適用することとし、それまでの間はこれまでの考え方(※1)に沿った対応をお願いする。

※1 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)(抜粋)

- ・屋内において、他者と身体的距離(2m以上を目安)がとれない場合、他者と距離がとれるが会話を行う場合、屋外において他者と距離がとれず会話を行う場合は、マスクの着用を推奨する。また、高齢者等との面会時や病院内など、重症化リスクの高い者と接する場合にはマスクの着用を推奨する。マスクは不織布マスクを推奨する。なお、屋内において他者と身体的距離がとれて会話をほとんど行わない場合は、マスク着用は必要ない。
- ・屋外において、他者と身体的距離が確保できる場合、他者と距離がとれ

ない場合であっても会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は必要なく、特に夏場については、熱中症予防の観点から、マスクを外すことを推奨する。

- ・また、乳幼児(小学校に上がる前の年齢)のマスクの着用には注意が必要であり、特に2歳未満では推奨されない。2歳以上の就学前の子供についても、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との身体的距離にかかわらず、マスク着用を一律には推奨しない。なお、本人の体調がすぐれず持続的なマスクの着用が難しい場合は、無理に着用する必要はなく、マスクを着用する場合は、保護者や周りの大人が子供の体調に十分注意した上で着用すること。

(2) 着用が効果的な場面の周知等

- 高齢者等重症化リスクの高い者への感染を防ぐため、マスク着用が効果的な下記の場面では、マスクの着用を推奨する。

- ✓ 医療機関受診時
- ✓ 高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時
- ✓ 通勤ラッシュ時等混雑した電車やバス（※2）に乗車する時（当面の取扱）

※2 概ね全員の着席が可能であるもの（新幹線、通勤ライナー、高速バス、貸切バス等）を除く。

- そのほか、新型コロナウイルス感染症の流行期に重症化リスクの高い者が混雑した場所に行く時については、感染から自身を守るための対策としてマスクの着用が効果的であることを周知していく。

(3) 症状がある場合等の対応

- 症状がある者、新型コロナウイルス感染症の検査陽性の者、同居家族に陽性者がいる者は、周囲の者に感染を広げないため、外出を控える。通院等やむを得ず外出をする時には、人混みは避け、マスクを着用する。

(4) 学校における対応

- 学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする。
- 併せて、下記を教育委員会・学校等に対して周知していくとともに、適切な対応を求めることとする。
 - ✓ 基礎疾患等の様々な事情により、感染不安を抱き、引き続きマスクの着用を希望する児童生徒に対して適切に配慮するとともに、換気の確保等の必要な対策を講じること。
 - ✓ 地域や学校における新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの感染状況等に応じて、学校・教員が児童生徒に対して着用を促すことも考えられるが、そのような場合も含め、児童生徒や保護者等の主体的な判断が尊重されるよう、着脱を強いることがないようにすること。
- 上記の見直し時期にかかわらず、4月1日より前に実施される卒業式におけるマスクの着用については、卒業式の教育的意義を考慮し、児童生徒等はマスクを着用せず出席することを基本とし、その際の考え方を示すこととする。

(5) 医療機関や高齢者施設等における対応

- 高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等の従事者については、勤務中のマスクの着用を推奨する。

(6) 事業者における対応

- マスクの着用は個人の判断に委ねられるものであるが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容される。
- 各業界団体においては、1. 及び2. の方針に沿って「業種別ガイドライン」の見直しを行い、現場や利用者へ周知する。

(7) 留意事項

- マスクを着用するかどうかは、個人の判断に委ねることを基本とし、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるよう周知していく。
- 子どもについては、すこやかな発育・発達の妨げとならないよう配慮することが重要であり、保育所等に対してもマスク着用の考え方を周知する。
- なお、感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を広く呼びかけるなど、より強い感染対策を求めることがあり得る。ただし、そのような場合においても、子どものマスク着用については、健康面等への影響も懸念されており、引き続き、保護者や周りの大人が個々の子どもの体調に十分注意する必要がある。

2. 基本的な感染対策について

- マスク着用の考え方の見直し後であっても、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「基本的対処方針」）に基づく基本的な感染対策は重要であり、引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の励行をお願いする。
- 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）上の位置づけが変更された以降は、基本的対処方針及び「業種別ガイドライン」は廃止となり、個人及び事業者は自主的な感染対策に取り組むこととなる。政府は、感染症法上の位置づけ変更後も、自主的な感染対策について必要となる情報提供を行うなど、個人及び事業者の取組みを支援していく。

1月27日及び2月10日の政府対策本部決定を踏まえ、卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方についてお知らせします。

4文科初第2153号
令和5年2月10日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
各指定都市・中核市市長
附属学校を置く各国公立大学法人の長
各文部科学大臣所轄学校法人理事長
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の長
厚生労働省社会・援護局長

殿

文部科学省初等中等教育局長
藤原 章 夫

卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方について（通知）

1月27日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」が決定され、新型コロナウイルス感染症について、

- ・ オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、5月8日から「新型インフルエンザ等感染症」に該当しないものとし、5類感染症に位置付ける
- ・ マスクについては、屋内では基本的にマスクの着用を推奨するとしている現在の取扱いを改め、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本として検討する
- ・ マスクの取扱いの検討に関しては感染状況等も踏まえて行い、今後早期に見直し時期も含めその結果を示す
- ・ その際、子どもに関して発育・発達の妨げにならないよう配慮が必要であるとの指摘があることに留意する

等とされるとともに、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）について、「三（5）まん延防止」の「3）緊急事態措置区域及び重点措置区域以外の都道府県における取組等」において、イベント等の開催に当たっての収容率の上限について変更が行われました。

また、本日2月10日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部においては、「マスク着用の考え方の見直し等について」（以下「2月10日付け政府対策本部決定」という。）が決定され、その中において、「4月1日より前に実施される卒業式におけるマスクの着用については、卒業式の教育的意義を考慮し、児童生徒等はマスクを着用せず出席することを基本とし、その際の考え方を示す」とされるとともに、基本的対処方針においても同趣旨の記載が盛り込まれたところです。

今後、実施が予定されている卒業式に向けては、各学校において既に準備が進められているものと思いますが、特に卒業式は、学校生活の中で節目となる重要な行事であり、児童生徒等にとっても特別な意味を有するものとなります。

このため、卒業式が有する教育的意義に鑑み、2月10日付け政府対策本部決定を踏まえた卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な方針について、別添「卒業式におけるマスクの取扱い等について」のとおりお示ししますので、教育委員会等の学校の設置者や各学校においては、この基本的な方針を踏まえ、各地域や学校の実情に応じて、卒業式の適切な実施に努めていただくようお願いします。

また、2月10日付け政府対策本部決定においては、4月1日以降の新学期におけるマスクの着用の考え方について、「学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする」等とされており、これらに係る留意事項等については、改めてお知らせする予定ですので、御承知置きください。

併せて、同本部決定においては、学校におけるマスク着用の考え方の見直しについては、令和5年4月1日から適用することとされていますので、令和5年3月31日までの年度内における卒業式以外の学校教育活動においては、従来どおり、文部科学省が作成する「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」や関連する事務連絡等を踏まえつつ、メリハリのあるマスクの着用をお願いします。

以上について、各都道府県教育委員会教育長におかれては所管の学校（専修学校高等課程を含む。以下同じ。）及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会教育長におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等並びに域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村長に対して、各指定都市・中核市市長におかれては所管の認定こども園に対して、附属学校を置く各国公立大学法人の長におかれてはその管下の学校に対して、各文部科学大臣所轄学校法人理事長におかれてはその設置する学校に対して、厚生労働省社会・援護局長におかれては所管の専修学校高等課程に対して、周知されるようお願いします。

以上

<本件連絡先>

文部科学省

初等中等教育局 健康教育・食育課

03-5253-4111（内2918）

卒業式におけるマスクの取扱い等について

学校の卒業式は、児童生徒が厳粛で清新な気分を味わい、それまでの学校生活を振り返るとともに、新しい生活の展開への動機付けの機会ともなる有意義な教育活動であり、これまでも地域の感染状況を踏まえつつ、開催方法を工夫しながら実施していただいているところです。

このたび、卒業式の教育的意義を考慮し、児童生徒及び教職員は、式典全体を通じてマスクを着用せずに出席することを基本とした上で、実施に当たっての基本的な方針を下記のとおり定めました。

学校の設置者及び学校においては、この基本的な方針を踏まえ、卒業式の適切な実施に努めていただくようお願いします。

1 基本的な考え方

- 児童生徒及び教職員については、入退場、式辞・祝辞等、卒業証書授与、送辞・答辞の場面など、式典全体を通じてマスクを外すことを基本とする。
- 来賓や保護者等はマスクを着用するとともに、座席間に触れ合わない程度の距離を確保した上で、参加人数の制限は不要。

2 入退場

- 児童生徒の入退場時は、マスクを外して差し支えありません。

3 式辞等

- 壇上での校長等による式辞や来賓等による祝辞、開式・閉式の辞等の時は、児童生徒との十分な身体的距離が確保されていることから、児童生徒はマスクを外して差し支えありません。
- また、壇上で式辞や祝辞等を述べる校長や来賓等も、周囲の者と十分な身体的距離が確保できることから、マスクを外して差し支えありません。

4 卒業証書授与

- 卒業証書が授与される時は、児童生徒はマスクを外して差し支えありません。卒業証書を授与する校長等においても同様です。

5 送辞・答辞

- 在校生送辞、卒業生答辞の場面においては、十分な身体的距離が確保できることから、送辞・答辞を述べる児童生徒は、マスクを外して差し支えありません。また、これらを聞く児童生徒も、マスクを外して差し支えありません。

6 国歌・校歌等の斉唱、合唱等

- 国歌・校歌等の斉唱や合唱を行う時や、複数の児童生徒による、いわゆる「呼びかけ」を実施する時は、マスクの着用など一定の感染症対策を講じた上で実施します。なお、「呼びかけ」の時に歌を歌う場合も同様です。

7 留意事項

- 卒業式の実施に当たっては、換気対策機器の活用による効果的な換気の実施や、参加者への咳エチケットの推奨、手の消毒や手洗い等の手指衛生など、必要な感染症対策を講じること。
- 来賓や保護者等に対してはマスクの着用を求めるとともに、着席を基本とし、座席間に触れ合わない程度の距離を確保すること。その上で、感染対策上での、来賓や保護者等の参加人数の制限は必要ないこと。
- 発熱に限らず、咽頭痛や咳等、普段と異なる症状のある者については、卒業式への参加を控えるよう徹底すること。
- 基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、また、健康上の理由によりマスクを着用できない児童生徒もいることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにすること。また、児童生徒の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導を行うこと。
- 卒業式の実施方法については、児童生徒や保護者に対して、丁寧な説明や情報発信を行うこと。
- 幼稚園・認定こども園の卒園式について、小学校就学前の幼児については、これまでもマスク着用を一律に求めないとしてきたところであるが、地域の感染状況等を踏まえ、必要に応じて上記の取扱いを参照すること。また、教職員や来賓、保護者等のマスク着用等については上記の取扱いに準じること。